

令和6年度横浜市補正予算について

(令和7年度2月)

横浜市報第191号 別冊

目 次

令和6年度	横浜市一般会計補正予算(第6号)	…	1
令和6年度	横浜市一般会計補正予算(第7号)	…	4
令和6年度	横浜市国民健康保険事業費会計補正予算(第1号)	…	22
令和6年度	横浜市介護保険事業費会計補正予算(第1号)	…	26
令和6年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算(第1号)	…	30
令和6年度	横浜市港湾整備事業費会計補正予算(第1号)	…	34
令和6年度	横浜市中央卸売市場費会計補正予算(第1号)	…	40
令和6年度	横浜市中央と畜場費会計補正予算(第2号)	…	44
令和6年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算(第1号)	…	48
令和6年度	横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算(第1号)	…	52
令和6年度	横浜市市街地開発事業費会計補正予算(第1号)	…	56
令和6年度	横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算(第1号)	…	62
令和6年度	横浜市公共事業用地費会計補正予算(第1号)	…	64
令和6年度	横浜市市債金会計補正予算(第1号)	…	68
令和6年度	横浜市下水道事業会計補正予算(第1号)	…	72
令和6年度	横浜市埋立事業会計補正予算(第1号)	…	74
令和6年度	横浜市水道事業会計補正予算(第1号)	…	76
令和6年度	横浜市自動車事業会計補正予算(第1号)	…	78
令和6年度	横浜市高速鉄道事業会計補正予算(第1号)	…	80
令和6年度	横浜市病院事業会計補正予算(第1号)	…	82

令和6年度横浜市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度横浜市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,861千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,949,994,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰越金		千円 443,416	千円 94,861	千円 538,277
	1 繰越金	443,416	94,861	538,277
歳 入 合 計		1,949,899,932	94,861	1,949,994,793

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		98,742,130 ^{千円}	94,861 ^{千円}	98,836,991 ^{千円}
	11 選挙費	2,241,630	94,861	2,336,491
歳 出 合 計		1,949,899,932	94,861	1,949,994,793

市第144号議案

令和6年度横浜市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度横浜市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,442,433千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,033,437,226 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		882,922,451 ^{千円}	11,250,549 ^{千円}	894,173,000 ^{千円}
	1 市民税	472,534,000	9,545,000	482,079,000
	2 固定資産税	299,476,451	1,781,549	301,258,000
	3 軽自動車税	3,556,000	115,000	3,671,000
	4 市たばこ税	23,177,000	△ 298,000	22,879,000
	5 入湯税	70,000	10,000	80,000
	6 事業所税	19,447,000	△ 100,000	19,347,000
	7 都市計画税	64,662,000	197,000	64,859,000
3 利子割交付金		220,000	156,000	376,000
	1 利子割交付金	220,000	156,000	376,000
4 配当割交付金		5,382,000	703,000	6,085,000
	1 配当割交付金	5,382,000	703,000	6,085,000
5 株式等譲渡所得割交付金		4,544,000	1,343,000	5,887,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,544,000	1,343,000	5,887,000
6 分離課税所得割交付金		1,036,000	145,000	1,181,000
	1 分離課税所得割交付金	1,036,000	145,000	1,181,000
7 法人事業税交付金		10,076,000	549,000	10,625,000
	1 法人事業税交付金	10,076,000	549,000	10,625,000
8 地方消費税交付金		83,398,000	8,581,000	91,979,000
	1 地方消費税交付金	83,398,000	8,581,000	91,979,000
9 ゴルフ場利用税交付金		146,000	4,000	150,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 ゴルフ場利用税交付金	千円 146,000	千円 4,000	千円 150,000
10 環境性能割交付金		2,699,000	505,000	3,204,000
	1 環境性能割交付金	2,699,000	505,000	3,204,000
11 軽油引取税交付金		12,144,000	48,000	12,192,000
	1 軽油引取税交付金	12,144,000	48,000	12,192,000
13 地方特例交付金		27,254,000	875,675	28,129,675
	1 地方特例交付金	27,174,000	875,675	28,049,675
14 地方交付税		27,000,000	21,121,919	48,121,919
	1 地方交付税	27,000,000	21,121,919	48,121,919
16 分担金及び負担金		28,841,114	△ 122,230	28,718,884
	1 負担金	28,841,114	△ 122,230	28,718,884
17 使用料及び手数料		49,466,208	△ 158,880	49,307,328
	2 手数料	10,521,099	△ 158,880	10,362,219
18 国庫支出金		407,804,364	12,732,452	420,536,816
	1 国庫負担金	314,466,739	9,912,044	324,378,783
	2 国庫補助金	92,014,338	2,820,408	94,834,746
19 県支出金		110,214,971	3,036,630	113,251,601
	1 県負担金	74,632,206	2,874,077	77,506,283
	2 県補助金	27,357,977	155,025	27,513,002
	3 県委託金	8,224,788	7,528	8,232,316
20 財産収入		13,074,407	23,262,249	36,336,656
	1 財産運用収入	6,771,939	△ 6,227	6,765,712
	2 財産売払収入	6,302,468	23,268,476	29,570,944

款	項	補正前の額	補正額	計
21 寄附金		5,450,823 ^{千円}	1,436,000 ^{千円}	6,886,823 ^{千円}
	1 寄附金	5,450,823	1,436,000	6,886,823
22 繰入金		51,449,310	△ 3,245,714	48,203,596
	2 基金繰入金	47,440,096	△ 3,245,714	44,194,382
23 繰越金		538,277	3,183,494	3,721,771
	1 繰越金	538,277	3,183,494	3,721,771
24 諸収入		109,834,868	△ 1,549,711	108,285,157
	5 預託金元利収入	73,613,000	△ 30,000	73,583,000
	7 雑入	22,777,672	△ 1,519,711	21,257,961
25 市債		106,561,000	△ 414,000	106,147,000
	1 市債	106,561,000	△ 414,000	106,147,000
歳 入 合 計		1,949,994,793	83,442,433	2,033,437,226

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,176,115 ^{千円}	18,911 ^{千円}	3,195,026 ^{千円}
	1 議会費	3,176,115	18,911	3,195,026
2 総務費		98,836,991	19,678,211	118,515,202
	1 脱炭素推進費	5,113,409	145,905	5,259,314
	2 GREEN×EXPO推進費	9,944,776	1,717,000	11,661,776
	3 政策経営費	5,151,987	786,480	5,938,467
	4 国際費	2,071,929	37,471	2,109,400
	5 総務費	51,817,666	1,076,711	52,894,377
	6 財政費	4,453,684	15,049,741	19,503,425
	7 税務費	14,429,080	1,129,555	15,558,635
	8 会計管理費	2,739,545	△ 330,724	2,408,821
	9 人事委員会費	329,685	11,360	341,045
	10 監査費	448,739	10,130	458,869
	11 選挙費	2,336,491	44,582	2,381,073
3 市民費		44,328,630	779,522	45,108,152
	1 市民行政費	15,553,554	500,448	16,054,002
	2 地域行政費	28,775,076	279,074	29,054,150
4 にぎわいスポーツ文化費		21,878,260	316,848	22,195,108
	1 にぎわいスポーツ文化費	21,878,260	316,848	22,195,108
5 経済費		82,449,344	265,130	82,714,474
	1 経済費	82,449,344	265,130	82,714,474

款	項	補正前の額	補正額	計
6 こども青少年費		371,670,187 ^{千円}	16,278,609 ^{千円}	387,948,796 ^{千円}
	1 青少年費	24,042,352	802,684	24,845,036
	2 子育て支援費	224,328,721	14,332,882	238,661,603
	3 こども福祉保健費	123,299,114	1,143,043	124,442,157
7 健康福祉費		388,541,247	4,198,400	392,739,647
	1 社会福祉費	75,538,812	2,437,245	77,976,057
	2 障害者福祉費	140,189,037	3,170,323	143,359,360
	3 老人福祉費	15,883,474	203,222	16,086,696
	4 生活援護費	136,950,568	1,532,729	138,483,297
	5 健康福祉施設整備費	9,480,072	△ 3,533,442	5,946,630
	6 健康推進費	10,499,284	388,323	10,887,607
8 医療費		30,722,184	3,053,653	33,775,837
	1 医療政策費	6,832,961	273,767	7,106,728
	2 公衆衛生費	23,889,223	2,779,886	26,669,109
9 みどり環境費		33,600,413	1,317,226	34,917,639
	1 みどり環境総務費	9,175,880	294,158	9,470,038
	2 総合企画費	325,255	25,000	350,255
	4 環境活動推進費	764,762	△ 3,029	761,733
	5 環境施設費	9,912,085	251,097	10,163,182
	6 環境整備費	13,054,144	750,000	13,804,144
10 資源循環費		48,169,328	△ 2,747	48,166,581
	1 資源循環管理費	23,548,418	603,193	24,151,611
	2 適正処理費	24,292,014	△ 631,298	23,660,716

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 し尿処理費	千円 328,896	千円 25,358	千円 354,254
11 建築費		29,119,241	618,849	29,738,090
	1 建築指導費	10,639,242	318,368	10,957,610
	2 住宅費	18,479,999	300,481	18,780,480
12 都市整備費		10,842,321	△ 77,924	10,764,397
	1 都市整備費	10,842,321	△ 77,924	10,764,397
13 道路費		66,253,843	2,331,070	68,584,913
	1 道路維持管理費	25,196,964	1,175,555	26,372,519
	2 道路整備費	41,056,879	1,155,515	42,212,394
14 河川費		4,438,132	307,886	4,746,018
	1 河川費	4,438,132	307,886	4,746,018
15 港湾費		17,383,927	8,100,080	25,484,007
	1 港湾管理費	7,775,264	78,280	7,853,544
	2 港湾整備費	9,608,663	8,021,800	17,630,463
16 消防費		43,521,329	887,329	44,408,658
	1 消防費	43,521,329	887,329	44,408,658
17 教育費		285,981,605	10,709,357	296,690,962
	1 教育総務費	195,805,114	4,479,203	200,284,317
	2 小学校費	14,146,112	△ 51,372	14,094,740
	6 生涯学習費	3,856,988	423,950	4,280,938
	7 学校保健体育費	27,427,733	1,152,823	28,580,556
	8 教育施設整備費	35,036,193	4,704,753	39,740,946
18 公債費		174,111,326	12,843,880	186,955,206

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	170,530,898 ^{千円}	3,154,747 ^{千円}	173,685,645 ^{千円}
	2 第三セクター等改革推進債公債費	3,580,428	9,689,133	13,269,561
19 諸支出金		193,970,370	1,818,143	195,788,513
	1 特別会計繰出金	193,970,370	1,818,143	195,788,513
歳 出 合 計		1,949,994,793	83,442,433	2,033,437,226

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素推進費	367,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	493,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
GREEN×EXPO推進費	2,177,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。		2,968,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	
横浜市立大学関係施設整備費	325,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。		公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	264,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。		公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
地域施設整備費	1,208,000				1,182,000			
文化施設整備費	5,452,000				4,961,000			
スポーツ施設整備費	1,772,000				1,336,000			
児童福祉施設整備費	1,178,000				1,032,000			
健康福祉施設整備費	5,968,000				3,944,000			
医療関連施設整備費	38,000				—			
公園緑地整備費	7,405,000				6,200,000			
車両管理費	270,000				251,000			
工場費	4,558,000				4,224,000			
し尿処理施設費	9,000				21,000			
減量・リサイクル推進費	—				40,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
適正処理総務費	千円 —	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	千円 14,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
処分地費	—	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。		10,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	
住環境改善事業費	304,000				356,000			
市営住宅管理費	361,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。		公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	492,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。		公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
地域整備費	1,768,000				1,670,000			
道路等維持費	2,004,000				2,084,000			
道路特別整備費	4,866,000				5,071,000			
街路整備費	4,883,000				4,732,000			
道路費負担金	3,821,000				4,442,000			
河川整備費	560,000				645,000			
港湾施設等改良費	444,000				499,000			
港湾整備費負担金	6,554,000				6,278,000			
警防活動施設整備費	321,000				302,000			
消防団施設整備費	743,000				700,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備費	3,039,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。	2,176,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。
生涯学習推進費	11,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	332,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
文化財保護費	119,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。	公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	67,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。	公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
特別支援教育施設整備費	98,000	また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。			117,000	また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。		
学校施設営繕費	13,889,000				17,483,000			
水道事業会計繰出金	1,599,000				2,136,000			
高速鉄道事業会計繰出金	3,400,000				3,431,000			
臨時財政対策債	7,000,000				6,144,000			
計	106,561,000				106,147,000			

第3表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	1 脱炭素推進費		千円 —	市役所RE100推進事業	千円 198,000
2 総務費	2 GREEN×EXPO推進費		—	旧上瀬谷通信施設地区周辺道路整備事業	3,296,000
2 総務費	2 GREEN×EXPO推進費		—	GREEN×EXPO推進事業	587,000
2 総務費	2 GREEN×EXPO推進費		—	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業	300,000
2 総務費	2 GREEN×EXPO推進費		—	旧上瀬谷通信施設地区新たな交通整備事業	174,000
2 総務費	5 総務費		—	災害対策備蓄事業	75,000
4 にぎわいスポーツ文化費	1 にぎわいスポーツ文化費		—	スポーツ施設管理運営事業	478,000
5 経済費	1 経済費		—	貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援事業	108,000
6 こども青少年費	1 青少年費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業(こども食堂等)	3,000
6 こども青少年費	2 子育て支援費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業(親と子のつどいの広場)	1,000
6 こども青少年費	2 子育て支援費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業(保育・教育施設)	430,000
6 こども青少年費	2 子育て支援費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業(年度限定保育)	1,000
6 こども青少年費	2 子育て支援費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業(私学助成幼稚園等)	30,000
6 こども青少年費	2 子育て支援費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業(放課後児童クラブ等)	3,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 こども青少年費	2 子育て支援費		千円 —	保育所等整備事業	千円 411,000
6 こども青少年費	3 こども福祉保健費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業（児童養護施設等）	22,000
6 こども青少年費	3 こども福祉保健費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業（障害児入所施設等）	5,000
6 こども青少年費	3 こども福祉保健費		—	児童福祉施設等物価高騰対策支援事業（障害児通所施設等）	62,000
6 こども青少年費	3 こども福祉保健費		—	民間児童福祉施設整備事業	333,000
7 健康福祉費	1 社会福祉費		—	定額減税補足給付金給付事業（不足額給付）	7,960,000
7 健康福祉費	2 障害者福祉費		—	障害者施設等物価高騰対策支援事業	327,000
7 健康福祉費	3 老人福祉費		—	高齢者施設等物価高騰対策支援事業	1,571,000
7 健康福祉費	3 老人福祉費		—	特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業	39,000
7 健康福祉費	4 生活援護費		—	救護施設等物価高騰対策支援事業	10,000
7 健康福祉費	5 健康福祉施設整備費		—	特別養護老人ホーム整備等事業	251,000
8 医療費	1 医療政策費		—	医療機関物価高騰対策支援事業	282,000
8 医療費	2 公衆衛生費		—	公衆浴場燃料価格等高騰対策臨時支援事業	39,000
9 みどり環境費	1 みどり環境総務費		—	地籍調査事業	20,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
9 みどり環境費	4 環境活動推進費		千円 —	市内産農畜産物の 生産振興事業	千円 13,000
9 みどり環境費	6 環境整備費		—	公園整備事業	3,321,000
9 みどり環境費	6 環境整備費		—	公園施設LED化 事業	250,000
10 資源循環費	1 資源循環管理費		—	資源化施設基幹改 修事業	41,000
10 資源循環費	1 資源循環管理費		—	整備工場補修費	8,000
10 資源循環費	2 適正処理費		—	輸送事務所補修費	15,000
10 資源循環費	2 適正処理費		—	工場補修費	176,000
10 資源循環費	2 適正処理費		—	保土ヶ谷工場再整 備事業	111,000
10 資源循環費	2 適正処理費		—	処分地施設補修費	10,000
10 資源循環費	3 し尿処理費		—	災害対策用トイレ 整備事業	26,000
11 建築費	1 建築指導費		—	大規模盛土造成地 滑動崩落防止事業	78,000
11 建築費	1 建築指導費		—	急傾斜地崩壊対策 事業	52,000
11 建築費	1 建築指導費		—	宅地造成状況調査 費	22,000
11 建築費	2 住宅費		—	市営住宅計画修繕 ・入退去業務等委 託費	301,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
11 建築費	2 住宅費		千円 —	市営住宅整備事業	千円 279,000
11 建築費	2 住宅費		—	住宅施策推進事業	235,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	神奈川東部方面線整備事業	209,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	関内・関外地区活性化整備事業	406,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	関内・関外地区活性化推進事業	172,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	まちの不燃化推進事業	130,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	エキサイトよこはま22整備事業	90,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	地域施設管理費 (上大岡駅周辺、戸塚駅周辺、綱島駅周辺等)	57,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	みなとみらい21 関連公共施設整備事業	45,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	エキサイトよこはま22推進事業	33,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	拠点整備促進費（戸塚駅西口第3地区）	20,000
12 都市整備費	1 都市整備費		—	拠点整備促進費（二ツ橋北部第2期地区）	6,000
13 道路費	1 道路維持管理費		—	道路修繕事業	1,100,000
13 道路費	1 道路維持管理費		—	交通安全対策事業	168,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
13 道路費	1 道路維持管理費		千円 —	有料自転車駐車場 運営事業費	千円 27,000
13 道路費	2 道路整備費		—	橋梁整備事業	3,191,000
13 道路費	2 道路整備費		—	道路特別整備事業	2,809,000
13 道路費	2 道路整備費		—	無電柱化事業	952,000
13 道路費	2 道路整備費		—	歩道橋長寿命化推 進事業	720,000
13 道路費	2 道路整備費		—	トンネル整備事業	321,000
13 道路費	2 道路整備費		—	金沢シーサイドラ インバリアフリー 化事業	179,000
13 道路費	2 道路整備費		—	道路改良事業	159,000
13 道路費	2 道路整備費		—	道路がけ緊急防災 対策事業費	135,000
13 道路費	2 道路整備費		—	鶴見川橋りょう新 設事業費	6,000
13 道路費	2 道路整備費		—	街路整備事業（横 浜環状北西線を除 く）	6,325,000
13 道路費	2 道路整備費		—	高速道路調査事務 費	3,000
14 河川費	1 河川費		—	河川・水路等維持 管理事業	81,000
14 河川費	1 河川費		—	河道等安全確保緊 急対策事業	60,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
14 河川費	1 河川費		千円 —	河川整備事業	千円 1,860,000
15 港湾費	1 港湾管理費		—	土木関係修繕費	58,000
15 港湾費	1 港湾管理費		—	建物関係修繕費	25,000
15 港湾費	1 港湾管理費		—	賑わい・客船施設改修等事業	13,000
15 港湾費	1 港湾管理費		—	電気関係修繕費	4,000
15 港湾費	2 港湾整備費		—	大さん橋ボーディングブリッジ整備事業	293,000
15 港湾費	2 港湾整備費		—	カーボンニュートラルポート形成事業	176,000
15 港湾費	2 港湾整備費		—	海岸保全施設整備事業	52,000
15 港湾費	2 港湾整備費		—	港湾整備費負担金 (国直轄事業負担金)	4,933,000
16 消防費	1 消防費		—	消防団費	42,000
17 教育費	6 生涯学習費		—	学校開放事業費	324,000
17 教育費	8 教育施設整備費		—	学校照明LED化改修事業	3,799,000
17 教育費	8 教育施設整備費		—	エレベーター設置事業	908,000
17 教育費	8 教育施設整備費		—	体育館空調設備設置事業	826,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
19 諸支出金	1 特別会計繰出金		千円 —	中央卸売市場費会計繰出金	千円 17,000
19 諸支出金	1 特別会計繰出金		—	市街地開発事業費会計繰出金（都市整備局分）	57,000
19 諸支出金	1 特別会計繰出金		—	市街地開発事業費会計繰出金（脱炭素・GREEN×EXPO推進局分）	4,000
19 諸支出金	1 特別会計繰出金		—	みどり保全創造事業費会計繰出金	53,000
設 定 額 合 計			2,478,000		55,280,000

市第145号議案

令和6年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,416,849 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 315,399,803 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		205,454,839 ^{千円}	6,408,553 ^{千円}	211,863,392 ^{千円}
	1 保険給付費等交付金	205,454,839	6,408,553	211,863,392
6 繰入金		27,552,868	1,008,060	28,560,928
	1 他会計繰入金	27,552,868	1,008,060	28,560,928
8 諸収入		409,083	236	409,319
	2 雑入	408,183	236	408,419
歳 入 合 計		307,982,954	7,416,849	315,399,803

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		307,982,954 ^{千円}	7,416,849 ^{千円}	315,399,803 ^{千円}
	1 総務費	7,900,404	△ 239,401	7,661,003
	2 保険給付費	300,068,042	7,656,250	307,724,292
歳 出 合 計		307,982,954	7,416,849	315,399,803

市第146号議案

令和6年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の介護保険事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,605,947 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 350,410,606 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		77,447,623 ^{千円}	3,137 ^{千円}	77,450,760 ^{千円}
	1 介護保険料	77,447,623	3,137	77,450,760
3 国庫支出金		73,178,404	8,587	73,186,991
	2 国庫補助金	16,839,423	8,587	16,848,010
5 県支出金		48,217,503	2,627	48,220,130
	2 県補助金	2,515,015	2,627	2,517,642
6 財産収入		4,432	△ 2,220	2,212
	1 財産運用収入	4,432	△ 2,220	2,212
7 繰入金		53,046,267	94,485	53,140,752
	1 他会計繰入金	50,891,588	94,485	50,986,073
8 繰越金		2,489,676	8,499,331	10,989,007
	1 繰越金	2,489,676	8,499,331	10,989,007
歳 入 合 計		341,804,659	8,605,947	350,410,606

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険事業費		341,804,659 ^{千円}	8,605,947 ^{千円}	350,410,606 ^{千円}
	1 総務費	7,723,561	91,857	7,815,418
	3 地域支援事業費	17,018,688	13,644	17,032,332
	5 基金積立金	2,159,111	8,497,111	10,656,222
	7 災害対応費	—	3,335	3,335
歳 出 合 計		341,804,659	8,605,947	350,410,606

市第147号議案

令和6年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,529,997 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,265,629 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		58,045,147	1,375,276	59,420,423
	1 後期高齢者医療保険料	58,045,147	1,375,276	59,420,423
2 繰入金		43,259,020	△ 79,036	43,179,984
	1 他会計繰入金	43,259,020	△ 79,036	43,179,984
3 繰越金		199,428	233,670	433,098
	1 繰越金	199,428	233,670	433,098
4 諸収入		232,037	87	232,124
	4 雑入	7,020	87	7,107
歳 入 合 計		101,735,632	1,529,997	103,265,629

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療事業費		101,735,632 ^{千円}	1,529,997 ^{千円}	103,265,629 ^{千円}
	1 総務費	1,531,326	34,341	1,565,667
	2 負担金	100,194,306	1,495,656	101,689,962
歳 出 合 計		101,735,632	1,529,997	103,265,629

市第148号議案

令和6年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の港湾整備事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,011,883千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,636,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 435,645	千円 10,117	千円 445,762
	1 繰越金	435,645	10,117	445,762
5 諸収入		19,137,558	△ 3,891,000	15,246,558
	2 雑入	16,962,219	△ 3,891,000	13,071,219
6 市債		11,485,500	△ 131,000	11,354,500
	1 市債	11,485,500	△ 131,000	11,354,500
歳 入 合 計		32,648,489	△ 4,011,883	28,636,606

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		32,648,489 ^{千円}	△ 4,011,883 ^{千円}	28,636,606 ^{千円}
	1 管理費	1,778,572	9,206	1,787,778
	4 新本牧ふ頭整備費	8,797,400	△ 3,892,089	4,905,311
	6 港湾施設等整備費貸付金	6,370,500	△ 129,000	6,241,500
歳 出 合 計		32,648,489	△ 4,011,883	28,636,606

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新本牧ふ頭整備費負担金	2,074,000 ^{千円}	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	2,073,000 ^{千円}	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
港湾施設等整備費貸付金	6,370,500	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	6,240,500	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	11,485,500				11,354,500			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	3 山下ふ頭用地造成等事業費	山下ふ頭用地造成等事業	千円 2,800,000
1 港湾整備事業費	4 新本牧ふ頭整備費	新本牧ふ頭第1期地区整備事業	578,000
1 港湾整備事業費	4 新本牧ふ頭整備費	新本牧ふ頭整備費負担金（国直轄事業負担金）	933,000
1 港湾整備事業費	5 建設発生土受入事業費	建設発生土受入事業	136,000
1 港湾整備事業費	6 港湾施設等整備費貸付金	港湾施設整備費貸付金	851,000
1 港湾整備事業費	6 港湾施設等整備費貸付金	物流施設整備費貸付金	602,000
設 定 額 合 計			5,900,000

市第149号議案

令和6年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の中央卸売市場費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,092 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,151,631 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 145,986	千円 16,700	千円 162,686
	1 他会計繰入金	145,986	16,700	162,686
5 繰越金		249,249	10,392	259,641
	1 繰越金	249,249	10,392	259,641
歳 入 合 計		4,124,539	27,092	4,151,631

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		千円 4,124,539	千円 27,092	千円 4,151,631
	1 運営費	2,302,662	27,092	2,329,754
歳 出 合 計		4,124,539	27,092	4,151,631

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 中央卸売市場費	1 運営費	仲卸業者等電気料金負担軽減事業	千円 17,000
1 中央卸売市場費	1 運営費	施設修繕費（本場）	6,000
設 定 額 合 計			23,000

市第150号議案

令和6年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第2号）

令和6年度横浜市中心の中央と畜場費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,632,261千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		2,424,615 ^{千円}	31,367 ^{千円}	2,455,982 ^{千円}
	1 他会計繰入金	2,424,615	31,367	2,455,982
4 繰越金		66,043	42,724	108,767
	1 繰越金	66,043	42,724	108,767
5 諸収入		384,522	24	384,546
	2 雑入	94,522	24	94,546
歳 入 合 計		3,558,146	74,115	3,632,261

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央と畜場費		3,558,146 ^{千円}	74,115 ^{千円}	3,632,261 ^{千円}
	1 運営費	2,559,590	74,115	2,633,705
歳 出 合 計		3,558,146	74,115	3,632,261

市第151号議案

令和6年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 371 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 542,443 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 19,829	千円 371	千円 20,200
	1 他会計繰入金	19,829	371	20,200
歳 入 合 計		542,072	371	542,443

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 勤労者福祉共済事業費		542,072 ^{千円}	371 ^{千円}	542,443 ^{千円}
	1 運営費	541,072	371	541,443
歳 出 合 計		542,072	371	542,443

市第152号議案

令和6年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 543 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,026 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 19,132	千円 312	千円 19,444
	1 他会計繰入金	10,092	312	10,404
3 繰越金		10,949	231	11,180
	1 繰越金	10,949	231	11,180
歳 入 合 計		33,483	543	34,026

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公害被害者救済事業費		千円 33,483	千円 543	千円 34,026
	1 運営費	32,483	543	33,026
歳 出 合 計		33,483	543	34,026

市第153号議案

令和6年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の市街地開発事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 77,365 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,151,982 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,129,728	千円 22,730	千円 2,152,458
	1 国庫補助金	2,129,728	22,730	2,152,458
6 繰入金		4,146,814	32,635	4,179,449
	1 他会計繰入金	3,905,714	32,635	3,938,349
9 市債		24,897,000	22,000	24,919,000
	1 市債	24,897,000	22,000	24,919,000
歳 入 合 計		33,074,617	77,365	33,151,982

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市街地開発事業費		33,074,617 ^{千円}	77,365 ^{千円}	33,151,982 ^{千円}
	1 総務費	606,161	14,042	620,203
	2 事業費	30,061,528	63,323	30,124,851
歳 出 合 計		33,074,617	77,365	33,151,982

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧上瀬谷通信 施設地区事業 費	千円 22,366,000	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。 起債の時期 は令和6会計 年度。ただし 、その全部ま たは一部を翌 年度以後に繰 り越し、起債 することができる。	7.0 %以内 ただし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率 とする 。	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。	千円 22,388,000	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。 起債の時期 は令和6会計 年度。ただし 、その全部ま たは一部を翌 年度以後に繰 り越し、起債 することができる。	7.0 %以内 ただし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率 とする 。	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。
計	24,897,000				24,919,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市街地開発事業費	2 事業費	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区 第1期地区土地区画整理事業	千円 706,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	新網島駅周辺地区土地区画整理事業	760,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	新網島駅周辺地区関連事業	10,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業	16,695,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	東高島駅北地区土地区画整理事業	548,000
1 市街地開発事業費	2 事業費	東高島駅北地区埋立事業	80,000
設 定 額 合 計			18,799,000

市第154号議案

令和6年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市のみどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 みどり保全創造事業費	1 みどり保全創造事業費	緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業	千円 468,000
1 みどり保全創造事業費	1 みどり保全創造事業費	農とふれあう場づくり事業	388,000
1 みどり保全創造事業費	1 みどり保全創造事業費	まちなかでの緑の創出・育成事業	156,000
1 みどり保全創造事業費	2 みどり保全事業費	緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業	302,000
設 定 額 合 計			1,314,000

市第155号議案

令和6年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の公共事業用地費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 512,200 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,395,664 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 都市開発資金事業収入		千円 1,599,786	△ 千円 782,002	千円 817,784
	1 財産収入	49,689	15,707	65,396
	2 他会計繰入金	550,097	△ 14,709	535,388
	3 市債	1,000,000	△ 783,000	217,000
3 公共用地先行取得事業収入		1,003,001	269,802	1,272,803
	1 財産収入	1,003,000	2,616	1,005,616
	2 繰越金	1	267,186	267,187
歳 入 合 計		3,907,864	△ 512,200	3,395,664

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 都市開発資金事業費		1,599,786 ^{千円}	△ 782,002 ^{千円}	817,784 ^{千円}
	1 都市開発資金事業費	1,000,000	△ 783,000	217,000
	2 公債費	599,786	998	600,784
3 公共用地先行取得事業費		1,003,001	269,802	1,272,803
	2 減債基金積立金	33,967	269,802	303,769
歳 出 合 計		3,907,864	△ 512,200	3,395,664

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金 事業費	千円 1,000,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。	千円 217,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
計	1,000,000				217,000			

市第156号議案

令和6年度横浜市市債金会計補正予算（第1号）

令和6年度横浜市の市債金会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,961,415 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 473,015,268 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		408,595,853 ^{千円}	13,111,415 ^{千円}	421,707,268 ^{千円}
	1 他会計繰入金	330,787,124	12,757,903	343,545,027
	2 基金繰入金	77,808,729	353,512	78,162,241
2 市債		55,458,000	△ 4,150,000	51,308,000
	1 市債	55,458,000	△ 4,150,000	51,308,000
歳 入 合 計		464,053,853	8,961,415	473,015,268

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 464,053,853	千円 8,961,415	千円 473,015,268
	1 公債費	456,323,231	3,422,282	459,745,513
	2 第三セクター等改革推進債公債費	7,730,622	5,539,133	13,269,755
歳 出 合 計		464,053,853	8,961,415	473,015,268

市第157号議案

令和6年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度横浜市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	128,633,565千円	155,164千円	128,788,729千円
第1項 営業収益	94,009,424千円	128,746千円	94,138,170千円
第2項 営業外収益	34,390,381千円	26,418千円	34,416,799千円
支 出			
第1款 下水道管理費	125,529,594千円	596,417千円	126,126,011千円
第1項 営業費用	121,190,327千円	596,417千円	121,786,744千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「60,865,159千円」を「60,975,611千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
支 出			
第1款 下水道事業資本的支出	137,450,595千円	110,452千円	137,561,047千円
第1項 建設改良費	61,436,746千円	110,452千円	61,547,198千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条第1号中「7,635,271千円」を「8,342,140千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条中「2,533,030千円」を「2,559,448千円」に改める。

市第158号議案

令和6年度横浜市埋立事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度横浜市埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	支 出		
第1款 完成土地費用	809,227千円	2,774千円	812,001千円
第1項 営業費用	386,198千円	2,774千円	388,972千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「9,457,503千円」を「9,459,851千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	15,301,503千円	2,348千円	15,303,851千円
第1項 埋立事業費	774,503千円	2,348千円	776,851千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条第1号中「233,006千円」を「238,128千円」に改める。

水第6号議案

令和6年度横浜市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度横浜市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	支 出		
第1款 水道事業費用	83,978,494千円	197,594千円	84,176,088千円
第1項 営業費用	81,168,338千円	197,594千円	81,365,932千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「31,745,699千円」を「32,907,001千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業資本的収入	30,982,597千円	921,822千円	31,904,419千円
第3項 補助金	3,772,907千円	921,822千円	4,694,729千円
	支 出		
第1款 水道事業資本的支出	62,728,296千円	2,083,124千円	64,811,420千円
第1項 建設改良費	50,745,090千円	2,083,124千円	52,828,214千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条第1号中「13,752,668千円」を「13,950,262千円」に改める。

交第5号議案

令和6年度横浜市自動車事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度横浜市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条第1号の一般乗合の年間輸送人員「110,539,000人」を「112,920,000人」に、1日平均輸送人員「302,800人」を「309,300人」に変更する。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	収 入		
第1款 自動車事業収益	20,993,434千円	301,705千円	21,295,139千円
第1項 営業収益	19,846,442千円	301,705千円	20,148,147千円
	支 出		
第1款 自動車事業費	23,106,461千円	1,019,528千円	24,125,989千円
第1項 営業費用	22,415,604千円	819,528千円	23,235,132千円
第2項 営業外費用	670,857千円	200,000千円	870,857千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条第1号中「14,069,047千円」を「14,888,575千円」に改める。

交第6号議案

令和6年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度横浜市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条第3号の年間輸送人員「229,727,300人」を「231,627,400人」に変更し、同条第4号の1日平均輸送人員「629,300人」を「634,500人」に変更する。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
	収 入		
第1款 高速鉄道事業収益	49,552,775千円	902,742千円	50,455,517千円
第1項 営業収益	42,205,171千円	902,742千円	43,107,913千円
	支 出		
第1款 高速鉄道事業費	47,364,204千円	539,167千円	47,903,371千円
第1項 営業費用	42,485,740千円	539,167千円	43,024,907千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「17,319,831千円」を「17,320,080千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
収 入			
第1款 高 速 鉄 道 事 業 資 本 的 収 入	31,125,122千円	65,889千円	31,191,011千円
第1項 企 業 債	26,250,000千円	17,000千円	26,267,000千円
第2項 一 般 会 計 出 資 金	3,335,000千円	13,000千円	3,348,000千円
第3項 国 庫 補 助 金	59,000千円	17,000千円	76,000千円
第4項 一 般 会 計 補 助 金	1,317,537千円	18,889千円	1,336,426千円
支 出			
第1款 高 速 鉄 道 事 業 資 本 的 支 出	48,444,953千円	66,138千円	48,511,091千円
第1項 建 設 改 良 費	17,102,699千円	66,138千円	17,168,837千円

(企業債)

第5条 予算第6条第2号の限度額を、次のとおり補正する。

(事 項)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
(2) 限 度 額	14,238,000千円	17,000千円	14,255,000千円
建設改良費充当企業債	13,224,000千円	17,000千円	13,241,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条第1号中「10,464,974千円」を「11,004,141千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「3,459,297千円」を「3,478,186千円」に改める。

病第3号議案

令和6年度横浜市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度横浜市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条本文なお書中旧病院解体工事費「1,579,404千円」を「1,489,520千円」に、企業債「1,579,000千円」を「1,489,000千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
収 入			
第1款 市民病院事業収益	33,944,560千円	△6,374千円	33,938,186千円
第2項 医 業 外 収 益	2,587,571千円	△6,374千円	2,581,197千円
第2款 脳卒中・神経脊椎 センター事業収益	9,440,813千円	△2,109千円	9,438,704千円
第2項 医 業 外 収 益	2,438,021千円	△2,107千円	2,435,914千円
第4項 介護老人保健施設 収 益	23,282千円	△2千円	23,280千円
第3款 みなと赤十字病院 事業収益	1,916,890千円	△2,012千円	1,914,878千円
第2項 医 業 外 収 益	1,855,608千円	△2,012千円	1,853,596千円
合 計	45,302,263千円	△10,495千円	45,291,768千円
支 出			
第1款 市民病院事業費用	36,516,249千円	△103,138千円	36,413,111千円
第2項 医 業 外 費 用	386,698千円	△13,254千円	373,444千円
第3項 特 別 損 失	1,596,404千円	△89,884千円	1,506,520千円
第2款 脳卒中・神経脊椎 センター事業費用	9,738,727千円	△4,396千円	9,734,331千円
第2項 医 業 外 費 用	141,278千円	△4,392千円	136,886千円
第4項 介護老人保健施設 費 用	40,671千円	△4千円	40,667千円
第3款 みなと赤十字病院 事業費用	1,526,937千円	△4,125千円	1,522,812千円

第2項	医業外費用	417,431千円	△4,125千円	413,306千円
合	計	47,781,913千円	△111,659千円	47,670,254千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,388,756千円」を「2,356,156千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)	
収 入				
第1款	市民病院事業 資本的収入	1,589,370千円	△2,850千円	1,586,520千円
第2項	一般会計負担金	1,042,570千円	△2,850千円	1,039,720千円
第2款	脳卒中・神経脊椎 センター事業 資本的収入	2,487,962千円	△16,000千円	2,471,962千円
第2項	一般会計負担金	900,952千円	△16,000千円	884,952千円
第3款	みなと赤十字病院 事業資本的収入	2,032,292千円	△13,750千円	2,018,542千円
第2項	一般会計負担金	1,407,170千円	△13,750千円	1,393,420千円
合	計	6,109,624千円	△32,600千円	6,077,024千円
支 出				
第1款	市民病院事業 資本的支出	2,875,965千円	△5,700千円	2,870,265千円
第2項	企業債償還金	2,227,739千円	△5,700千円	2,222,039千円
第2款	脳卒中・神経脊椎 センター事業 資本的支出	3,104,625千円	△32,000千円	3,072,625千円
第2項	企業債償還金	1,417,526千円	△32,000千円	1,385,526千円
第3款	みなと赤十字病院 事業資本的支出	2,517,790千円	△27,500千円	2,490,290千円
第2項	企業債償還金	2,117,790千円	△27,500千円	2,090,290千円
合	計	8,498,380千円	△65,200千円	8,433,180千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条の債務負担行為をすることができる期間及び限度額について、次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
市民病院旧病院 解体工事費	令和7年度から 令和8年度まで	258,000千円	令和7年度から 令和9年度まで	458,000千円